

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (10) 年度末に当たっての納期の制限

ア 納期期限の制限

平成28年3月31日を納入期限とする契約又は同年3月31日以前の日を納入期限とする契約において、翌年度である同年4月1日以降の納期延期は認めないので、3月31日までに納入できない物品、役務等は納入できない部分についてすべて解約するものとする。

イ 解約に伴う違約金

本公告条件に基づき契約したものについては、天災・地変による場合その他特別の事情がある場合を除き、本公告第7項(10)に規定する「契約業者がその義務を履行しない場合」に該当することとなるため違約金を徴収する。

2 契約条項等を示す場所

仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、第348会計隊 契約班窓口において配布する。

平成28年2月9日(火)～2月19日(金) (土曜日・日曜日を除く 0900～1600)

3 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の108分の100を記載すること。
- (2) 初度の入札時、入札内訳(積算内訳)を添付すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

5 契約書の作成

契約書は、作成しない。

ただし、契約金額が50万円を超える場合は、請書を作成する。

6 落札の決定方式

総 額

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

7 その他

- (1) 郵便による入札については、平成28年2月22日（月）12時00分必着分までを有効とする。
なお、事前に郵便入札の申し出を第348会計隊契約班まで行くとともに便着の確認をされたい。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加する者は、平成28年2月22日（月）12時00分までに資格決定通知書の写しを提出（FAX可）
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出（様式随意）
- (5) 市価調査等への協力を依頼する。
- (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊 契約班窓口にて閲覧
- (7) 入札心得等関係事項を承知の上参加されたい。
- (8) 入札に際し、現場確認を希望する者は、第2項の期間中に調整の上実施されたい。
- (9) 入札保証金及び契約保証金は免除とする。但し、契約金額の100分の10の額を保証とする履行保証契約を締結し、保証証券を提出すること。
- (10) 落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (11) 請負代価の10分の4以内の範囲で前金払をすることができる。
- (12) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒765-8502 香川県善通寺市南町二丁目1番1号

（入札に関する事項）

陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊 契約班 担当：大崎 0877-62-2311 内線(2645) FAX0877-62-2315（直通）

（仕様書等に関する事項）

陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊管理科 担当：武部 0877-62-2311 内線(2332)

本公告は、陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊、自衛隊香川地方協力本部

善通寺商工会議所、丸亀商工会議所、香川県中小企業団体中央会ホームページ

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <http://www.mae.jgsdf.go.jp/>に掲示している。